子 発 0331 第 9 号 社 援 発 0331 第 15 号 障 発 0331 第 11 号 老 発 0331 第 4 号 令 和 3 年 3 月 31 日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中 核 市 市 長

厚生労働省子ども家庭局長厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長厚生労働省を援護局障害保健福祉部長厚生労働省を健局長の公のの省略)

多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について(通知)

福祉ニーズの多様化・複雑化、人口減少といった福祉分野を取り巻く状況が変化する中で、厚生労働省としては、高齢者、障害者、児童等の対象者に関わらず、属性を問わない包括的な支援を提供する仕組みを推進していくこととしている。福祉サービスの提供にあたっては、地域の支援ニーズの現状・将来的変動、人口の状況、まちづくりの方針等を踏まえ、それぞれの地域が介護、障害、子育て、生活困窮の分野毎の支援を展開いただいている。

また、平成29年の通常国会で成立した改正社会福祉法(※1)において、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)に地域福祉推進の理念を規定するとともに、第106条の3にこの理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり(※2)に努める旨を規定した。

さらに、この努力義務の具体化を図るため、昨年の通常国会で成立した改正社会福祉法 (※3)において、法に重層的支援体制整備事業(法第106条の4第2項)を創設してお り、ここにおいても参加支援事業(同項第2号)として、多様な社会参加への支援を行う こととしている。

本通知は、こうした社会参加に向けた施策を自治体において具体的に取り組むに際して、 既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所等(以下「福祉サービス事業所等」という。)の 地域資源の活用を促進するために、具体的な運用をお示しすることを目的とする。

各都道府県におかれては、貴管内市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く)

に対する周知いただくようお願いしたい。また、各地方公共団体においては、関係機関等 への周知につき配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 号の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

- (※1) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)
- (※2)包括的な支援体制づくりの具体的な内容
  - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
  - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に 応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
  - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の 整備
- (※3) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)

記

# 1. 多様な社会参加への支援に向けた福祉サービス事業所等の活用の考え方

### (1)基本的考え方

- これまで、各分野のサービスを統合的に提供する場合の取扱いについては、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン(平成 28 年 3 月)」や、介護保険サービス事業と障害福祉サービス事業を同一の事業所で一体的に提供する共生型サービスの実施等により進められてきたところであるが、一方、複雑化・複合化したニーズを抱え、社会との関係性が希薄化した者に対して、多様な社会参加への支援を提供するためには、既存制度では対応できていない狭間のニーズに対応できる地域資源を確保することが必要である。
- 多様な社会参加に向けた地域資源としては、民間企業や個人商店、地域住民の活動など様々な場の活用が想定されるが、特に、各地域において様々な福祉サービスを提供している福祉サービス事業所等には、その支援に関するノウハウの発揮や保有する資源の適切な活用を進めていただくことが期待される。
- 社会資源としての活用方法としては、既存の福祉サービス事業所等の定員の空きを活用して、本来の業務に支障の無い範囲で、本来の支援対象者とは別に社会参加に向けた支援の対象者(以下「社会参加支援対象者」という。)を受け入れることが考えられる。各地域の実情に応じて、こうした取組が進められるよう、本来の業務に支障が生じない範囲で社会参加支援対象者が利用する場合の考え方を以下のとおり整理する。

### (2) 各事業の指定基準等との関係

各福祉サービス事業所等については、それぞれ指定や認定等を受ける事業(以下「指定等事業」という。)の人員、設備及び運営に関する基準(以下「運営基準」という。)

(※)において、利用定員や職員の人員配置等が定められているところ、社会参加支援対象者が利用しようとする場合においても、当該運営基準は遵守されなければならない。また、社会参加支援対象者が利用する支援(サービス)において満たすべき基準がある場合には、当該基準の遵守も必要である。この度、社会参加支援対象者が利用する場合の注意点について、以下のとおり整理したため、お示しする。

なお、通所介護事業所や就労継続支援事業所など、各事業所の営業時間が定まっている事業において、サービス提供時間外や休日に、指定等事業の運営に影響を及ぼさない形態で、指定等事業とは別の事業として社会参加支援対象者に対する支援を行う場合には、下記の取扱いに関係なく支援を実施して差し支えない。

#### (※) 運営基準の例

- ・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 37号)
- ・「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令 171 号)
- 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号) など

#### ア 定員基準との関係について

○ 運営基準において、各福祉サービス事業所等の利用定員等について規定されている場合、指定等事業の利用者の人数と、社会参加支援対象者として受け入れる利用者の人数の合計は当該指定等事業の定員の範囲内に収まることとすること。

ただし、指定等事業の実施に支障が無い場合(※)や、災害、虐待その他のやむを 得ない事情がある場合は、この限りではないこと。

(※) 特別養護老人ホーム等において、空きスペースを活用して、子どもの学習支援や食事 提供を実施する場合など。

なお、定員及び利用者数の算定方法については、月平均値で管理されている場合は 月平均値で行うなど、それぞれの指定等事業の取扱いに準じて行われたい。

- この場合、社会参加支援対象者の利用については、指定等事業の主目的を逸脱しない範囲として、指定等事業の利用者の利用を優先した上で余力の範囲で行うこと。したがって、現に指定等事業の利用者又は利用希望者がいるのにも関わらず、指定等事業の利用者の利用を制限する形で、社会参加支援対象者分の専用受入枠を設定するような取扱いは認められないものであること。
- 〇 なお、指定等事業の運営基準等において、指定等事業の対象者以外の利用について 人数の制限等が設けられている場合は、社会参加支援対象者の受け入れも当該人数

の範囲内で行うこととなるので留意されたい。

#### イ 人員配置基準との関係について

- 社会参加支援対象者の支援について指定等事業の業務に従事する職員以外の者に よって行われる場合など、指定等事業の職員が社会参加支援対象者の支援業務に関 与しない場合には、指定等事業の職員配置は、指定等事業の利用者数に応じて行わ るものである。
- 運営基準上、利用者数に応じた職員配置が求められている場合であって、指定等事業の職員が指定等事業の利用者の支援とあわせて社会参加支援対象者の支援に関わる場合には、指定等事業の利用者の人数と社会参加支援の利用者の人数の合計数に応じた職員配置が行われていること。

なお、指定等事業によっては利用者の年齢など一定の区分ごとに人員配置基準の設定を求めている場合があり、単に施設全体の利用者の合計数のみを考慮すべきものではない点に留意すること。

- また、例えば、「指定事業所の従業者は専ら当該事業所の業務に従事する者でなければならない」など職員専従規定が設けられている場合でも、「ただし利用者の支援に支障が生じない場合はこの限りではない」との例外規定が設けられている場合には、上記の利用者数に応じた職員配置が行われていれば、支援に支障が生じないものとして取り扱って差し支えない。
- 〇 なお、職員専従規定について例外規定が設けられていない場合には、当該専従職員については、社会参加支援対象者の支援業務にあたることは認められないため、社会参加支援対象者の支援業務については、当該事業所の専従職員以外の者又は当該事業所の職員以外の者(※)において対応する体制を整える必要があること。
  - (※) この場合、当該事業所の職員以外の者が指定等事業の利用者の支援にあたることはできないこと。

#### ウ 設備基準との関係について

○ 事業所等の定員の範囲内での受け入れとなることから、運営基準上、面積基準などに定めがある場合は、指定等事業の利用者の人数と社会参加支援対象者の人数の合計に対応する水準で必要な設備が確保されていること。

なお、指定等事業によっては利用者の年齢など一定の区分ごとに設備基準の設定 を求めている場合があり、単に施設全体の利用者の合計数のみを考慮すべきもので はない点に留意すること。

O また、設備基準において、例えば、「指定事業所の設備については専ら当該事業所の事業の用に供するものでなければならない」など設備の専有規定が設けられている場合でも「ただし利用者の支援に支障が生じない場合はこの限りではない」などの例外規定が設けられている場合には、上記の定員に応じた設備基準が満たされていれば、支援に支障が生じないものとして取り扱って差し支えない。

#### (3)報酬・委託費等との関係について

- ア 利用者数に応じて報酬や委託費等が算定されている事業の場合
  - 社会参加支援対象者への支援については指定等事業の報酬算定対象外となることから、社会参加支援対象者を受け入れた場合でも、指定等事業の利用者数に応じて報酬を算定すること。

なお、別途、社会参加支援対象者の受入れに係る費用等の支払いを受けた場合、 当該費用は指定等事業に対する支払いではないことから、指定等事業において請求 する報酬と調整を行う必要はないこと。

○ また、指定等事業の実施について補助金等が交付される事業のうち、補助金等の金額の算定が指定等事業の利用者数に応じて行われるものについても、報酬算定の場合と同様に、補助金等の算定は指定等事業の利用者数に応じて算定され、社会参加支援対象者の受け入れに係る費用等の支払いを受けた場合でも、補助金等の調整を行う必要はないこと。

#### イ 事業全体の運営費として委託費等が算定されている事業の場合

- 事業実施に係る委託費等について、運営費の年額など事業費全体に対して交付されている事業については、もともと利用者数によって金額の変動がないものであることから、上記(2)の内容を踏まえ、本来の事業の実施に支障がない範囲で、空き定員等を活用して社会参加の利用者を受け入れても、委託費等の算定上において金額の調整を行う必要はないこと。
- O ただし、この場合、社会参加支援対象者の受入れに際し、市町村や社会参加支援対象者等から別途費用等の支払いを受けることは、委託費等の重複支給となることから認められないものである。仮に、社会参加支援対象者等から委託費等との重複支給となるような利用料の支払いを受ける場合(※)には、委託費等の算定において当該利用料分を除くなど金額の調整が必要となるものであること。
  - (※) 指定等事業においても利用者が自己負担している費用など、委託費の対象外経費の支払いを受けることは可能。

#### ウ 児童入所施設措置費の場合

- O 児童入所施設措置費については、入所児童への支援を行う施設に対して支払われるものであるが、事務費は入所児童数によらず、認可定員数(または暫定定員数)に応じて支払われるものであり、上記(2)の内容を踏まえ、本来の事業の実施に支障がない範囲で、空き定員等を活用して入所児童とは別に社会参加支援対象者を受け入れても差し支えないが、その場合、事務費と重複する目的で社会参加支援対象者の受入れ費用が別途交付される場合には、当該収入を差し引いた額を児童入所施設措置費として支払うものとする。
  - また、児童入所施設措置費の額の算定に際し、算定の基礎となる認可定員(暫定)

定員)及び入所児童数の設定には、社会参加支援対象者を含めないこと。

#### (4) 施設整備等に係る財産処分との関係について

### ア 財産処分に該当しない場合

- 〇 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22 条の規定に基づき、補助金等の交付を受けて取得した財産については、各省庁の長 の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して転用などの財産処分をしてはな らないこととされているが、社会参加支援対象者の利用形態が、一時使用に該当す る場合については、財産処分に該当せず、承認手続は不要である。
- 一時使用に該当する場合とは、
- ・施設等の業務時間外や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的 に社会参加支援対象者が施設等を利用する場合のほか、
- ・施設等の業務時間内であっても、本通知の上記(2)の整理に基づき、定員に空きがある場合において、指定等事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に社会参加支援対象者が施設等を利用する場合も該当する。
- この場合の一時使用とは、本来の事業目的として使用している施設について、本来 の事業目的に支障を及ぼさない範囲で他の用途に使用する場合のことをいうもので あり、本来の事業目的として使用しなくなった施設を他用途に使用する場合や、他 の用途に使用することによって本来の事業目的に支障をきたす場合には、財産処分 に該当し、財産処分の承認を得なければならない。
- O なお、指定等事業の運営基準等によって指定等事業の対象者以外の利用が認められている場合や、地域住民等との交流を目的として整備されたスペースを指定等事業の対象者が利用する場合は、事業目的の範囲内での利用であり、財産処分には該当しない。

#### イ 財産処分手続が必要となる場合

- 補助金等の交付を受けて整備された施設等について、本来の事業の目的として使用せずに他の用途に使用する場合は、施設等の転用として財産処分の手続が必要となるため、本来の事業を廃止又は事業規模を縮小して、社会参加支援対象者を受け入れる場合は財産処分手続を行わなければならない。
- この場合、指定等事業の定員に常時空きが生じており、継続的に定員の2割以上の 社会参加支援対象者を受け入れる場合には、本来の事業の規模を縮小して他の用途に 使用しているものとして、財産処分手続が必要となる。
- 〇 なお、財産処分に当たっては、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分 承認基準」に基づいて必要な手続を行うこととなるが、地方公共団体が行う経過年数 10年以上である施設等に係る財産処分などについては、申請手続の特例(包括承認事 項)として、厚生労働大臣等への報告によって承認があったものとする弾力化措置が 講じられているほか、国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合の基準が設けら

れている。

〇 今回、重層的支援体制整備事業の創設に当たって、既存補助財産について重層的支援体制整備事業を実施する施設として転用等を行う場合にも、上記の申請手続の特例 措置の対象として加えることとしているため、当該措置に該当する財産処分を行う場合には、必要な手続を行われたい。

#### ※ 財産処分に関する各局長名通知

- ・「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成 20 年 4 月 17 日雇児 発第 0417001 号雇用均等・児童家庭局長通知)
- ・「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成 20 年 4 月 17 日社援 発第 0417001 号社会・援護局長通知)
- ・「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成 20 年 4 月 17 日老発 第 0417001 号老健局長通知)

なお、上記ア、イの財産処分に関して、厚生労働省以外の他省庁の補助金等の交付を受けて取得等をした財産については、当該省庁の財産処分規定が適用されることに留意されたい。

#### 2 多様な社会参加に向けた福祉サービス事業所等の活用方法

- (1) 社会資源の確保に向けた取組
  - ア 市町村における支援ニーズの把握及び社会資源の確保
    - 社会参加支援対象者の利用の可否や事業所における支援内容等については、それ ぞれ社会参加支援対象者のニーズと各福祉サービス事業所等における意向等を踏ま えて個別に判断されるものである。各市町村においては、個々の支援対象者のニーズ や地域における福祉サービス事業所等の状況等を踏まえて、社会資源の確保等を積極 的に図られたい。

一方、その際には、各福祉サービス事業所等の特性等を踏まえて利用者とのマッチングを行うなど、本来の事業実施に負担が生じないよう配慮する必要がある。特にDV被害者等の入所施設などで施設所在地等の秘匿性が求められる場合には、社会参加支援としての活用は慎重な判断を要すると考えられるが、仮に活用する場合は、社会参加支援の利用者についても、情報の秘匿を求めることにも留意されたい。

#### イ 社会福祉法人の活用による地域における公益的な取組

〇 社会福祉法人には、社会福祉法第 24 条第 2 項の規定に基づき、「地域における公益的な取組」の実施が法人の責務として位置づけられており、その公益的性格に鑑みて、法人が行う事業の利用者への対応のみならず、既存の社会保障制度や社会福祉制度では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し、新たな地域ニーズに対して積極的

に対応していくことが求められている。

- 「地域における公益的な取組」は、地域ニーズを踏まえ新たに社会福祉事業又は公益事業を行うことのほか、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点から、地域住民がそれぞれの立場から、地域社会に参加し、協働する場の創出など、地域住民の相互のつながりの強化を図る取組も該当することとされている。
- 社会参加支援に向けた取組も、地域における公益的な取組に含まれうるものであることから、社会福祉法人が設置する福祉サービス事業所等においては積極的な取組 を期待するものである。そのため、各都道府県及び市町村においては、社会福祉法人 に対して、本通知の周知や社会参加支援の取組実施の協力への依頼等を行われたい。
- (2) 多様な社会参加への支援に向けた福祉サービス事業所等の活用例

社会参加支援として福祉サービス事業所等を活用する際の具体例については次のとおりである。この具体例についてはあくまでも活用の例であるので、各自治体においては、個々の支援ニーズ等に応じて例示以外の活用方法についても検討し、地域資源の確保に努められたい。

①入所施設・居住系サービスの場合

居住に課題を抱える者(※)につき、入所施設等に空きがある場合に、本来の業務に支障がない範囲で入所者等として受け入れられること。また、空きスペースを他分野の支援に活用できること。(主な入所施設等については別紙1参照)

(※) 「居住に課題を抱える者」とは、例えば、一定程度の所得がある視覚障害者のほか、次のような、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)第2条に定める「住宅確保要配慮者」が考えられる。

#### <住宅確保要配慮者>

- ① 低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下)、
- ② 被災者 (発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者
  - ・ 外国人等(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者等)
  - ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者 (発災後3年以上経過)
  - ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

## <活用例>

- ・養護老人ホームにおいて、居住に課題を抱える者への支援のため、措置入所者以外に、空床を活用し契約による入所を実施する。(収容の余力がある場合に限り、取扱人員総数の20%以内で認められる。)
- ・特別養護老人ホームにおいて、空きスペースを活用して、子どもの学習支援や食事 提供を実施する。
- ・自立援助ホーム(児童自立生活援助事業)において、専門的なノウハウを活用した 子育て支援や、思春期問題等の相談を行う等、若者への支援を実施する。

## ②通所事業所、③多機能系事業所の場合

社会参加・日常生活に課題を抱える者につき、日中を過ごす場として、通所事業所や多機能系事業所に空きがある場合に、本来の業務に支障がない範囲で受け入れられること。また、空きスペースを他分野の支援に活用できること。(主な施設については別紙1参照)

# <活用例>

・保育所等の空きスペースを活用して、地域の子育て世帯等が集う場等を設ける。

## ④就労支援施設の場合

就労に課題を抱える者につき、就労等に向けた活動を行う場として、就労支援施設に空きがある場合に、本来の業務に支障がない範囲で受け入れられること。また、空きスペースを他分野の支援に活用できること。(主な施設については別紙1参照)

### <活用例>

- ・生活困窮者の就労支援を行っている事業者において、経済的な困窮状態にないひ きこもり状態にある者に対して就労支援(就労準備支援)を実施する。
- ・就労継続支援B型事業所において、障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないひきこもり状態の者への就労支援を実施する。

# (別紙1) 各制度の人員基準、設備基準等(主なもの)

※ 本表は社会参加支援として活用が想定される主な施設等を掲げたものであり、本表に記載のない 社会福祉施設等について活用ができないものではない。

# ① 入所施設 (短期入所を含む)・居住系サービス

	人員基準	設備基準	法的根拠	補助方法	担当部署
特別養護老人亦一之人,不可以不可以不可能。	・医師(入所者に養上の ・医師で理うために ・とはでいる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではできる。 ・ではではできる。 ・ではではできる。 ・ではではできる。 ・ではではではではできる。 ・ではではではではではではではできる。 ・ではではではではではではではではではではではではではではではではではではでは	居堂室所室看訓洗場介室必事記 (大学学院) (大学学院院) (大学学院院院) (大学学院院) (大学学院院) (大学学院院) (大学学院院) (大学学院院院) (大学学院院院) (大学学院院院) (大学学院院院院院院) (大学学院院院) (大学学院院院院院) (大学学院院院院) (大学学院院院院院院) (大学学院院院院院院院院院) (大学学院院院院院院院院院院院院院	特別養護老人ホームの運営に関する基準(平成十一日)	介護報酬 要介護度に応 じた基本報酬 +サービス、 体制に関する加 算・減算	老健局高齢者支援課
	・従業者は専従でなければならない。 ・ただし、入所者の処遇に支障がない場合は兼務可	・設備は専用でなければならない。・ただし、入所者の処遇に支障がない場合は兼用可			
短期介護 【利】 20 (併は 20 人 会 は 20 人 会 は 20 人 る さ る う と が で き る う る う と が で き る う し う し う し う し う し う し う し う し う し う	・医師(1人以上) ・生活相のき1人以利用者 100人は常 動。) ・介護職員又は看護師 又は看護師 又は看護師 スはに一人は常 ・大後世紀の ・栄養士のは、1人以上) ・機能訓練指導員(1 以上) ・機能訓練指導員(1 以上) ・調理員その他の従業 者	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	指定 では では できません かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	介護報酬	老健局認知症施 策・地域介護推 進課
養護老人ホ	・医師(入びかけり) ・医師で担うする。 ・医師で担うする。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をしている。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をしたっと、 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をしたっと、 ・変をしたっと。 ・変をしたった。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をした。 ・変をしたった。 ・変をしたった。 ・変をしたった。 ・変をしたった。 ・変をしたった。 ・変をしたった。 ・変をしたった。 ・変をした。 ・変ををした。 ・変ををした。 ・変ををした。 ・変をををををををををををををををををををををををををををををををををををを	居堂室所室室室物室の備 く・けま 集洗医宿面は理事営 有備ばいる 実際 と 東洗医宿面は理事営 有備はな養室、、、、、、場霊そ要 > 用はなを 実がのででです。 ※ でのな でいます は は は ない は は は は ない は は は は は は は は は は	養護老人ホストーでは、一では、一では、一では、一では、一では、一では、一では、一では、一では、一	措置費	老健局高齢者支援課

	・ただし、入所者の処 遇に支障がない場合は 兼務可	・ただし、入所者 の処遇に支障がな い場合は兼用可			
ケアハウス (軽費老人 ホーム)	・生活相談員(入所者 の数が 120 又はその端 数を増すごとに 1 以 上) ・介護職員(入所者 30 人以下の場合は 1 以上 等) ・栄養士(1 以上) ・事務員(1 以上)	居室、誤 案室、談話室、 文は集会室 食堂、(は) 文は、 でででででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででいる。 ででできる。 ででできる。 ででいる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき	軽費老人ホー ムの設備及び 運営に関する 基準(平成20 年	運営費	老健局高齢者支援課
	<専従規定> ・従業者は専従でなければならない。 ・ただし、入所者の処遇に支障がない場合は兼務可				
認知症グループでは、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切	・管理者 共同生活住 ・代表者 ・代表者 ・介護とに ・介護とに ・介護・深での以上) ・計画を表示の以上) ・計画を表示のは ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・計画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示である。 ・注画を表示で。 ・注画を表示でを表示である。 ・注画を表示でを表示で。 ・注画を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示	・共1年 原1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 10年 10年 11年 11	指型事設に(月働号指型一の及に着サるたなに(月働号指型事設に(月働号指型一の及す成日令 地護ス員運定介ビ護の援す成日令地一の及す成日令 地護ス員運定介ビ護の援す成日令密ス員運基年生4 密防事設並域予に防果方基年生6高の、営準3労 着サ業備び密防係の的法準3労	介護報酬 要介護度に応 じた基本報酬 +加算	老健局認知症施策・地域介護推進課
障一(援※ビ型ー型ー型ー型・サ括中支部利類のようである。 せいじゅう でんじん がんり でんしょう かんしょう はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしんしょく はんしん はんしん はんしんしん はんしんしん はんしん はんしん はんしん	・管理者 ・サービス管理責任 者:利用者30人増す は1、以降30人増す 毎に1 ・世話人6:1以上 (日中サリンと) ・生活支援区がにて、2.5:1~9:1 (外部サービス利用型 は配置不要) く専従規定>	・共員2~10人は2 一共員2~10人以2 大部に在20人場で、 一大の地域では 一大の地域では 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の地域で 一大の 一大の 一大の 一大の 一大の 一大の 一大の 一大の	プ 障生生にめづサの営に(厚第 者及を援法障ビ備関平生百 日社合るに福事びる十働十 に福事びる十働十 常会的た基祉業運基八省四	障害報酬 基本報酬+加 算	障害保健福祉部 障害福祉課

	・サービス管理責任 者、世話人及びはければ 接員はない。 ただし、利用者の支援に支障がない場合は 兼務可。 ・管理者は専従でなければない。 ただし、管理上支障がない場合は兼務可。	※の害者のでは、 家には、 家で生までは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			
児童養護施	・・1.3学人人・員員・施・全な・場心要い員合く・併はのが・るすのでは、は、は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	・室下上定人齢と・・・・少を・室の・な性置く・設る応をき・び用児の、、員3にす相調浴便数除医(場職設等)専他をとじ兼るた特不童定1乳63応る談理室所のく務児合業備に 有の併きてね。だ有可の員人幼人㎡じ)室室 (児)室童)指(応 規社せは設る しの居44児以以て 男童 及30 導年じ 定会て、備こ 、設居44児以以て 男童 及30 に齢て >福設必のと 居備室人95の下上男 女の び人 に齢て >福設必のと 居備室人の下上男 女の びみ に齢て >福設必のと 居備室人がか、、女 別場 静以 必、設 祉置要一が 室は(以㎡み、、女	児童 の 23 年 23 年 23 年 3 年 3 年 3 年 42 条 1 1 条 5 年 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日	児置金 費・単・× ・ 単・・ X ・ 単・ X ・ 単・ X ・ 単・ X ・ 単・ X ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ 7 ・ 7 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8	子 を
母子生活支 援施設	・嘱託医 ・母子支援員(母子10世帯未満 を入所させる母子生活 支援施設においては2 人以上、母子20世帯 以上を入所させる母子 生活支援施設において は3人以上) ・少年指導員(母子20世帯以上を入所させる	・母子室 (30m2 以子室 (30m2 以上) を余く、 は会、 は会、 を子ををを をををを を子をとして は、 に 調び便と と、 とのと とのと との との との との との との との との との との と	児童福祉施設 の設備及び基 営に関する3 準(昭和23年 厚生省令第63 号) 第8条、第26 条、第27条	児童入所施設措 置費等国庫負担 金 措置費(事務費+事務費) 事務費= 保護単価×施設 定員	子ども家庭局家 庭福祉課

		31 / J = 1	T		T
	母子生活支援施設にお	・乳幼児を入所さ			
	いては、2人以上)	せる母子生活支援			
	・調理員又はこれに代	施設には、付近に			
	わる者	ある保育所又は児			
	<専従規定>	童厚生施設が利用			
	・他の社会福祉施設を	できない等必要が			
	併せて設置するとき	あるときは、保育			
	は、必要に応じて職員	所に準ずる設備を			
	の一部を兼務すること	設けること。			
	ができる。	・乳幼児 30 人未満			
	・ただし、入所してい	を入所させる母子			
	る者の保護に直接従事	生活支援施設に			
	する職員は兼務不可。	は、静養室を、乳			
		幼児 30 人以上を入			
		所させる母子生活			
		支援施設には、医			
		務室及び静養室を			
		設けること。			
		<専有規定>			
		・他の社会福祉施			
		設を併せて設置す			
		るときは、必要に			
		応じて設備の一部			
		を兼ねることがで			
		きる。			
		・ただし、居室及			
		び特有の設備は兼			
		ひ待有の設備は来			
		用不可。			
乳児院	※最低基準		児童福祉施設	児童入所施設措	子ども家庭局家
乳児院	(乳児 10 人以上)	用不可。 ※最低基準 (乳児 10 人以上)	児童福祉施設 の設備及び運	児童入所施設措 置費等国庫負担	子ども家庭局家 庭福祉課
乳児院	(乳児 10 人以上) ・小児科の医師又は嘱	用不可。 ※最低基準 (乳児 10 人以上) ・寝室(乳幼児一	の設備及び運 営に関する基	置費等国庫負担 金	
乳児院	(乳児 10 人以上) ・小児科の医師又は嘱 託医、個別対応職員、	用不可。 ※最低基準 (乳児 10 人以上) ・寝室(乳幼児ー 人につき 2.47m2 以	の設備及び運 営に関する基 準(昭和23年	置費等国庫負担 金 措置費(事務	
乳児院	(乳児 10 人以上) ・小児科の医師又は嘱	用不可。 ※最低基準 (乳児 10 人以上) ・寝室(乳幼児ー 人につき 2.47m2 以 上)、観察室(乳	の設備及び運 営に関する基	置費等国庫負担 金	
乳児院	(乳児 10 人以上) ・小児科の医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員・看護師又は保育士又	用不可。 ※最低基準 (乳児 10 人以上) ・寝室(乳幼児ー 人につき 2.47m2 以 上)、観察室(乳 児ー人につき	の設備及び運営に関する基準(昭和23年 厚生省令第63号)	置費等国庫負担 金 措置費(事務 費+事業費) 事務費=	
乳児院	(乳児 10 人以上) ・小児科の医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員 ・看護師又は保育士又は児童指導員(乳児	用不可。 ※最低基準 (乳児 10 人以上) ・寝室(乳幼児ー 人につき 2.47m2 以 上)、観察室(乳 児ー人につき	の設備及び運 営に関する基 準(昭和23年 厚生省令第63 号) 第8条、第19	置費等国庫負担 金 措置費(事務 費+事業費) 事務費= 保護単価×定員	
乳児院	(乳児 10 人以上) ・小児科の医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員 ・看護師又は保育士又は児童指導員(乳児1.6:1(7人以上。	用不可。 ※最低基準 (乳児 10 人以上) ・寝室(乳幼児ー 人につき 2.47m2 以 上)、観察室(乳 児ー人につき 1.65m2 以上)、診 察室、病室、ほふ	の設備及び運営に関する基準(昭和23年 厚生省令第63号)	置費等国庫負担 金 措置費(事務 費+事業費) 事務費= 保護単価×定員 +保護単価×措	
乳児院	(乳児 10 人以上) ・小児科の医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員 ・看護師又は保育士又は児童指導員(乳児1.6:1(7人以上。看護師は乳児10人で	用不可。 ※最低基準 (乳児 10 人以上) ・寝室(乳幼児ー 人につき 2. 47m2 以 上)、観察室(乳 児ー人につき 1. 65m2 以上)、診 察室、病室、ほふ く室、相談室、調	の設備及び運 営に関する基 準(昭和23年 厚生省令第63 号) 第8条、第19	置費等国庫負担 金 措置費(事務 費+事業費) 事務費= 保護単価×定員	
乳児院	(乳児 10 人以上) ・小児科の医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員・看護師又は保育士又は児童指導員(乳児1.6:1(7人以上。看護師は乳児10人で2人以上、以下10人	用不可。 ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※	の設備及び運 営に関する基 準(昭和23年 厚生省令第63 号) 第8条、第19	置費等国庫負担 金 措置費(事務 費+事業費) 事務費= 保護単価×定員 +保護単価×措	
乳児院	(乳児 10 人以上) ・小児科の医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員・看護師又は保育士は児童指導員(乳児1.6:1(7)人以上。看護師は乳児10人で2人以上、以下10人毎に1人))	用不可。 ※最低基準 (乳児 10 人以上) ・寝室つき 2.47m2 以上)人につ、観察空き 2.47m2 以上)以上)以上)以上の人につい。 第空室、観察できたい。 第空室、相談室を立いる。 明世を設けること。	の設備及び運 営に関する基 準(昭和23年 厚生省令第63 号) 第8条、第19	置費等国庫負担 金 措置費(事務 費+事業費) 事務費= 保護単価×定員 +保護単価×措	
乳児院	(乳児10人以上) ・小児科の医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員・看護師又は児童指導員、以上。看護師は乳児10人で2人以上、以下10人毎に1人))・栄養士、調理員等	用不可。 ※最低基準 (乳児 10 人以上) ・寝空つき 2.47m2 以上) 人につ、、観察空き (乳突空き 1.65m2 以上) 原室室、、は一次で変変を設けること。 (乳児 10 人未満)	の設備及び運 営に関する基 準(昭和23年 厚生省令第63 号) 第8条、第19	置費等国庫負担 金 措置費(事務 費+事業費) 事務費= 保護単価×定員 +保護単価×措	
乳児院	(乳児10人以上) ・小児科の医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援師又は「育田」で、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、」」に、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、」」に、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、」」に、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、「別事では、」」に、「別事では、「別事では、「別事では、」」に、「別事では、「別事では、」」に、「別事では、「別事では、」」に、「別事では、」」に、「別事では、」」に、「別事では、「別事では、」」に、「別事では、」」に、「別事では、」」に、「別事では、」」に、「別事では、」」に、「別事では、」」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「別事では、」に、「」に、」に、「別事では、」に、「」に、「」に、」に、「」に、」に、「」に、「」に、」に、「」に、」に、「」に、」に、「」に、」に、「」に、」に、「」に、」に、「」に、」に、「」に、」に、「」に、」に、「」に、」に、「」に、」に、「」に、」に、「」に、」に、「」に、」に、「」に、」に、「」に、」に、「」に、」に、、「」に、」に、「」に、」に、「」に、」に、「」に、」に、、「」に、」に、「」に、」に、「」に、」に、」に、、「」に、」に、、「」に、」に、、「」に、」に、、「」に、」に、、「」に、」に、、」に、	用不可。 ※最低基準 (乳児 10 人以上) ・寝室つき 2.47m2 以上) 人に)、人に対理のでは、人に対理のでは、人に対理のでは、人に対理を対理を対理を対理を対理を対理を対理を対理を対理がある。 ・乳幼児の養育の	の設備及び運 営に関する基 準(昭和23年 厚生省令第63 号) 第8条、第19	置費等国庫負担 金 措置費(事務 費+事業費) 事務費= 保護単価×定員 +保護単価×措	
乳児院	(乳児10人以上) ・小児科の医師又は嘱託医、個別対相談員、看護師又は保育性保育、は児童指導員、は児童指導員、1.6:1(7人以上、看護以上、以下10人の大会に1人))・栄養士、調理員等(乳児10人未満)・嘱託医、家庭支援専	用不可。 ※ (乳児 10 人以上) ・ (乳児 2.47m2 以上) ・ (乳児 2.47m2 以上) ・ (大)	の設備及び運 営に関する基 準(昭和23年 厚生省令第63 号) 第8条、第19	置費等国庫負担 金 措置費(事務 費+事業費) 事務費= 保護単価×定員 +保護単価×措	
乳児院	(乳児10人以上) ・小児科の医師又は属、 ・小児科の医師応職員 ・小児個別専門は展支護師又は見重者護師では、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一の	用不可。 ※乳児 10 人以上) ・現児 10 乳 47m2 以 ・寝つき 2. 47m2 以 上児 1. 65m2 以 大に 以 元と 以 を室室 を ・寝つと 、ほ、びと ・現 10 の ・現 10 の ・現 10 の ・現 10 の ・現 10 の ・現 10 の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・	の設備及び運 営に関する基 準(昭和23年 厚生省令第63 号) 第8条、第19	置費等国庫負担 金 措置費(事務 費+事業費) 事務費= 保護単価×定員 +保護単価×措	
乳児院	(乳児10人以上) ・小児科の医対対相談員 ・小児科の医が対相談員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	用不可。 ※(乳児 10 乳 47m2 以上) ・根児 10 乳 47m2 以 10 乳 22.47m2 以 21 見 25 観に 以 5 記 2 記 2 記 2 記 2 記 2 記 2 記 3 記 3 記 3 記 3	の設備及び運 営に関する基 準(昭和23年 厚生省令第63 号) 第8条、第19	置費等国庫負担 金 措置費(事務 費+事業費) 事務費= 保護単価×定員 +保護単価×措	
乳児院	(乳児10人以上) ・小児科のの医対応 ・小児科の医対が相談 ・小児の医対が相談 ・大学をできます。 ・は児子は ・大学のでは ・大学のでは ・大学のでは ・大学のでは ・大学のでは ・大学のでは ・大学のでは ・大学のでは ・大学のでは ・大学のでは ・大学のでは ・大学のでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでは ・大学のでのでのでは ・大学のでのでのでは ・大学のでのでのでは ・大学のでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので	用の ※ (乳寝に) - (1) - (2) - (3) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4) - (4	の設備及び運 営に関する基 準(昭和23年 厚生省令第63 号) 第8条、第19	置費等国庫負担 金 措置費(事務 費+事業費) 事務費= 保護単価×定員 +保護単価×措	
乳児院	(乳児10人以上) ・別児10人以上) ・小児科の別別門の ・小児の ・小児の ・小児の ・小児の ・一月の ・一月の ・一月の ・一月の ・一月の ・一月の ・一月の ・一月	用不可。 ※ (乳寝 人 人 以 上 ) ・ 人 以 児 2 . 47m2 ( ・ 人 ) 一 人 2 . 47m2 ( ・ 人 ) 一 人 2 . 47m2 ( ・ 人 ) 一 人 2 . 2 . 2 . 2 . 3 . 3 . 3 . 3 . 3 . 3 .	の設備及び運 営に関する基 準(昭和23年 厚生省令第63 号) 第8条、第19	置費等国庫負担 金 措置費(事務 費+事業費) 事務費= 保護単価×定員 +保護単価×措	
乳児院	(乳児10人以上) ・別児10人以上) ・別児科のの以上) ・小医文文では、 1.6 : 1 ( 1.6 : 1 ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 : 1 ) ( 1.6 :	用不 (乳寝 と は で と で で で で で で で で で で で で で で で で	の設備及び運 営に関する基 準(昭和23年 厚生省令第63 号) 第8条、第19	置費等国庫負担 金 措置費(事務 費+事業費) 事務費= 保護単価×定員 +保護単価×措	
乳児院	(乳児10 人 ・ 10 人 ・ 10 人 ・ 10 のの ・ 10 ののの ・ 10 のののの ・ 10 のののの ・ 10 のののの ・ 10 のののの ・ 10 のののの ・ 10 のののの ・ 10 のののののの ・ 10 のののののののののののの ・ 10 ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	用※(1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (	の設備及び運 営に関する基 準(昭和23年 厚生省令第63 号) 第8条、第19	置費等国庫負担 金 措置費(事務 費+事業費) 事務費= 保護単価×定員 +保護単価×措	
乳児院	(乳児10 人以上) ・乳児10 人以上) ・乳児相のの対対性の ・小医、支護師指(乳児の ・小医、支護師指(乳児の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の 、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の ・一、大学の 、大学の 、大学の 、大学の 、大学の 、大学の 、大学の 、大学の	用※ (1) 第 (1) 第 (2) 2. 47m2 (3) 第 (4) 1. 65m2 (5) 不 記 見 知 の 三 以 一 2. 47m2 (6) 2. 47m2 (7) 2. 47m2 (8) 2. 47m2 (9) 2. 47m2 (1) 2. 47m2 (1) 2. 47m2 (1) 2. 47m2 (2) 2. 47m2 (3) 2. 47m2 (4) 2. 47m2 (5) 2. 47m2 (6) 2. 47m2 (7) 2. 47m2 (8) 2. 47m2 (9) 2. 47m2 (1) 2. 47m2 (1) 2. 47m2 (1) 2. 47m2 (2) 2. 47m2 (3) 2. 47m2 (4) 2. 47m2 (4) 2. 47m2 (5) 2. 47m2 (6) 2. 47m2 (7) 2. 47m2 (8) 2. 47m2 (9) 2. 47m2 (9) 2. 47m2 (1) 2. 47m2 (2) 47m2 (3) 47m2 (4) 47m2 (4) 2. 47m2 (5) 47m2 (6) 47m2 (7) 47m2 (7) 47m2 (8) 47m2 (8) 47m2 (9) 47m	の設備及び運 営に関する基 準(昭和23年 厚生省令第63 号) 第8条、第19	置費等国庫負担 金 措置費(事務 費+事業費) 事務費= 保護単価×定員 +保護単価×措	
乳児院	(乳児10 人の ・ 代表 ・ 代表 ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に	用※(・人上児1・察く理所(・た( m幼2・相とく・用・ ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	の設備及び運 営に関する基 準(昭和23年 厚生省令第63 号) 第8条、第19	置費等国庫負担 金 措置費(事務 費+事業費) 事務費= 保護単価×定員 +保護単価×措	
乳児院	(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	用※(・人上児 1. 察く理所(・た(m幼 2. 相とく・設可低児室つ、人2 2. 本会型所のでは、10 乳 2. 47m2 2 を乳乳めー2 児 47m2 では、びと、10 別 2. 42室を)、室及こ未育室 9. 1 できていたいとに、びと満有のきしつとに上設を、現れている。 は、びと満育室 9. 乳き及る 社置とのでは、は、びと満済をのきしつとに上記をは、できたのでは、は、びと満済をのいた。 は、びと満済をのいた。 は、びと満済をのいた。 は、びと満済をのいた。 は、びと満済をのいた。 は、びと、 は、びと、 は、びと、 は、びと、 は、びと、 は、 がといいた。 は、 がいた。 は、 がいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいた	の設備及び運 営に関する基 準(昭和23年 厚生省令第63 号) 第8条、第19	置費等国庫負担 金 措置費(事務 費+事業費) 事務費= 保護単価×定員 +保護単価×措	
乳児院	(・託家・は1.看2毎・(・門・は上以・わく・併見10の別専又導1は上人士)の別専又導1は上人士)の別専又導1は上人士)のの別専又導1は上人士)の、反対門は員人児以前流移護童には上人士が、大士が、大大士が、大大士が、大大士が、大大士が、大大士が、大大士が、大大	用※(・人上児1・察く理所(・た(m幼2・相とく・設るの低児室つ、人の名、、設児幼の室以一の室室での上室でで、設児幼の室以一のでは、大切の地では、、でと、では、でとに、でき観に以病相浴け10児専に上人以を 規社せる、は、びと、大変のきしつ)け 〉福設必には、は、びと、大変のきしつ)け 〉福設必には、は、びと、大変のいま及る 社置要には、は、びと、は、がと、は、がと、は、がと、は、がと、は、がと、は、がと、は、が	の設備及び運 営に関する基 準(昭和23年 厚生省令第63 号) 第8条、第19	置費等国庫負担 金 措置費(事務 費+事業費) 事務費= 保護単価×定員 +保護単価×措	
乳児院	(・託家・は1.看2毎・(・門・は上以・わく・併は 見10の別専又導(乳、)、(・門・は上以・カく・併は 別、大変でででである。は の別専又導(乳、)、(の別事又導(乳、)、(の別事又導(乳、)、(のの別事又導(乳、)、(のの別事とので必要。)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、)、(では、	用※(・人上児1.察く理所(・た(m幼2.相とく・設る応可低児2つ、人の2.条で乳乳めー2児子で変を発生しているとは、では、いいのでは、は、いいのでは、は、びとは、のでは、は、びとは、のでは、は、びとは、ののでは、は、びとは、ののでは、は、がこのでは、は、がこのでは、は、がこのでは、は、がこのでは、は、がこのでは、は、がこのでは、は、がこのでは、は、がこのでは、は、がこのでは、は、がこのでは、は、がこのでは、は、がこのでは、は、がこのでは、は、がこのでは、は、がこのでは、は、が、ののでは、は、が、ののでは、は、のののでは、は、のののでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは	の設備及び運 営に関する基 準(昭和23年 厚生省令第63 号) 第8条、第19	置費等国庫負担 金 措置費(事務 費+事業費) 事務費= 保護単価×定員 +保護単価×措	
乳児院	(・託家・は1.看2毎・(・門・は上以・わく・併見10の別専又導1は上人士)の別専又導1は上人士)の別専又導1は上人士)のの別専又導1は上人士)の、反対門は員人児以前流移護童には上人士が、大士が、大大士が、大大士が、大大士が、大大士が、大大士が、大大士が、大大	用※(・人上児1・察く理所(・た(m幼2・相とく・設るの低児室つ、人の名、、設児幼の室以一の室室での上室でで、設児幼の室以一のでは、大切の地では、、でと、では、でとに、でき観に以病相浴け10児専に上人以を 規社せる、は、びと、大変のきしつ)け 〉福設必には、は、びと、大変のきしつ)け 〉福設必には、は、びと、大変のいま及る 社置要には、は、びと、は、がと、は、がと、は、がと、は、がと、は、がと、は、がと、は、が	の設備及び運 営に関する基 準(昭和23年 厚生省令第63 号) 第8条、第19	置費等国庫負担 金 措置費(事務 費+事業費) 事務費= 保護単価×定員 +保護単価×措	

	・ただし、入所してい	・ただし、居室及			
	る者の保護に直接従事	び特有の設備は兼			
	する職員は兼務不可。	用不可。			
自立援助ホ	(入居定員6人以下の	(1)日常生活を	児童福祉法第	児童入所施設措	子ども家庭局家
	場合)	支障なく送るため	6条の3第1	置費等国庫負担	庭福祉課
自立生活援	・指導員3人以上。た	に必要な設備を有	項、第33条の	金	
助事業)	だし、指導員を2人以	し、職員が入居児	6	措置費(事務費	
【入居定	上配置している場合に	童に対して適切な	児童自立生活	+事業費)	
員】	は残りの員数を補助員	援助及び生活指導	援助事業(自	事務費=保護単	
・5 人以上	をもって代えることが	を行うことができ	立支援ホー	価×施設定員	
20 人以下	できる。	る形態であるこ	ム)の実施に		
	(入居定員7人以上の	ے ۔	ついて		
	場合)	(2)個々の入居			
	・指導員を4人以上。	児童の居室の床面			
	以降入居定員が7人か	積は、一人当たり			
	ら3人増える毎に指導	4.95 ㎡以上とする			
	員を1人加えて得た人	こと。なお、一居			
	数以上。ただし、指導	室当たりの入居児			
	員数から1を減じた数	童はおおむね2人			
	以上指導員が配置され	までとすること。			
	ている場合には、残り	また、男子と女子			
	の員数を補助員をもっ	は別室とするこ			
	て代えることができ	المراجعة الم			
	る。	(3)居間、食堂			
	く専従規定なし>	等入居児童が相互			
	1 1, 10,757.2 5	交流することがで			
		きる場所を有して			
		いること。			
		(4)保健衛生及			
		び安全について配			
		慮されたものでな			
		ければならないこ			
		المراجع			
		<専有規定なし>			
保護施設	・救護施設(30人以	<ul><li>救護施設(30人)</li></ul>	生活保護法	運営費:	社会・援護局保
(救護施	上)施設長、医師、生	以上)居室(3.3	(昭和 25 年法	措置費+施設事	護課
	活指導員、介護職員、	㎡以上、原則4人	律第 144 号)	務費・事務委託	
	看護師又は准看護師、	以下、静養室、食	第 38 条第 1 項	費における加算	
	栄養士、調理員	堂、医務室、作業	第1号~第5	(※医療保護施	
産施設、宿	• 更生施設(30人以	室又は作業場、事	号	設については診	
	上)施設長、医師、生	務室、面接室等	_	療報酬)	
	活指導員、作業指導	• 更生施設(30人		設備費:	
	員、看護師又は准看護	以上)居室(3.3		社会福祉施設等	
	師、栄養士、調理員	m以上、原則4人		施設設備国庫補	
	<ul><li>授産施設(20人以</li></ul>	以下、静養室、食		助金	
	上)施設長、作業指導	堂、医務室、作業			
	員	室又は作業場、事			
	• 宿所提供施設(30人	務室、面接室等			
	以上)施設長	· 授産施設(20 人			
		以上)作業室、作			
		業設備、食堂、事			
		務室等			
		• 宿所提供施設			
	<専従規定>	(30 人以上) 居室			
	- 12 NC/20/C/	、・・・   小口工	Ī		İ
1	・職員は専従でなけれ	(3.3 m゚以 ト)			
	<ul><li>・職員は専従でなければならない。</li></ul>	(3.3 ㎡以上) 、			

	・ただし、支障がない 場合は兼務可。	炊事設備、面接 室、事務室等 <専有規定> ・設備は専有でなければなら支障ければなら、支障がない。 ・ただし、支険がない場合は兼用可。			
無料低額宿 泊所(日 生活支設を 居施。)	施設長 職員 入居者の数及び 提供するサービスの内 容に応じた適当数 <専従規定> ※日常性活支援住居施 設に限る。 ・生活支援提供責任者 は専びなければない。	居室(個室、原則 7.43 ㎡以上)、炊 事施設等 <専有規定> ・設備は専有でなければならない。 ・ただし、支障がない場合は兼用 可。	・社会条第 第8 ・無料の選集 ・無所の選集 ・無所の選集 ・無所の選集 ・無所の選集 ・無所の選集 ・無所の選集 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	設備費: 社会福祉施設等 施設設備国庫補 助金	社会・援護局保護課

# ②通所事業所

	人員基準	設備基準	法的根拠	補助方法	担当部署
通所介護	① 第 1 名 以 上 3 で	・練芸を、機養事のでは、機養事のでは、機養事のでは、機養事のでは、機養事のでは、機養事のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他	指定 子 の ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま	介護報・ サ間、事業く ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	老健局認知症施 策·地域介護推 進課
放課後では、重には、一、主には、一、主には、一、主には、一、主には、一、主には、のでは、、、のでは、、、のでは、、、のでは、、、のでは、、、のでは、、、のでは、、、のでは、、、のでは、、、のでは、、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、のでは	・児童指導員、保育士 又は障害福祉サービス 経験者(1名以上は常 勤) (障害児の数が10名 までの場合)2名以上 (障害児の数が10名 を超える場合)2名 に、障害児の数が10	・指導訓練室 ・放課後等デイ サービスの提供 に必要な設備及 び備品等 <専有規定>	児童福祉法に基づく指定番の 選の事業等の人員、設備及び 関連は 関連は でのでは でのでは でのでは でででする ででは でででする ででは ででは ででは ででは ででは ででは ででは でで	障害児通所給付費(基本報酬+加算)	障害保健福祉部 障害福祉課

	を超えて5又はその端	・設備及び備品	66条、第67		
	数を増すごとに1を加	等は専有でなけ	条、第 68 条		
	えて得た数以上	ればならない			
	※ 令和3年4月か	・ただし、障害			
	ら、障害福祉サービ	児の支援に支障			
	ス経験者は対象外	がない場合は兼			
	(令和5年3月31	用可			
	日まで経過措置によ				
	る配置可)。				
	・児童発達支援管理責				
	任者 1名以上(1名				
	以上は常勤)   機能訓練担当職員				
	(機能訓練を行う場				
	合)				
	ロク  ・看護職員(医療的ケ				
	アを行う場合)(令和				
	3年4月以降)				
	· 管理者				
1	H-#H				
1	<専従規定>				
	・基準の児童指導員、				
1	保育士又は障害福祉サ				
	ービス経験者及び児童				
	発達支援管理責任者は				
	専従(専任)でなけれ				
	ばならない。				
生活介護	・管理者	・訓練・作業	障害者の日常生	障害報酬	障害保健福祉部
	・医師(利用者に対し	室、相談室、洗	活及び社会生活	定員規模、障	障害福祉課
	て日常生活上の健康管	面所、便所、多	を総合的に支援	害支援区分に応	
	理及び療養上の指導を	目的室その他運	するための法律		
	行うために必要な数)	営に必要な設備	に基づく指定障	じた基本報酬	
	• 看護職員(指定生活		害福祉サービス	+サービス、	
	介護の単位ごとに1以				
		<専有規定>	の事業等の人	体制に関する加	
	上)	<専有規定> ・相談室及び多	員、設備及び運	体制に関する加 算・減算	
	上) ・理学療法士又は作業	・相談室及び多 目的室は利用者	員、設備及び運 営に関する基準		
	上) ・理学療法士又は作業 療法士(利用者に対し	・相談室及び多 目的室は利用者 の支援に支障が	員、設備及び運 営に関する基準 (平成十八年厚		
	上) ・理学療法士又は作業 療法士(利用者に対し て日常生活を営むのに	・相談室及び多 目的室は利用者 の支援に支障が ない場合は兼用	員、設備及び運 営に関する基準 (平成十八年厚 生労働省令第百		
	上) ・理学療法士又は作業 療法士(利用者に対し て日常生活を営むのに 必要な機能の減退を防	・相談室及び多 目的室は利用者 の支援に支障が ない場合は兼用 可能。	員、設備及び運 営に関する基準 (平成十八年厚		
	上) ・理学療法士又は作業療法士(利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行	・相談室及び多 目的室は利用者 の支援に支障が ない場合は兼用 可能。 ・その他の設備	員、設備及び運 営に関する基準 (平成十八年厚 生労働省令第百		
	上) ・理学療法士又は作業療法士(利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介	・相談室及び多 目的室は利用者 の支援に支兼用 ない場合は兼用 可能。 ・その他の設備 は専有でなけれ	員、設備及び運 営に関する基準 (平成十八年厚 生労働省令第百		
	上) ・理学療法士又は作業療法士(利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに必要な	・相談室及び男子 の支援に支援の支援に支援のは事用 可能。 ・その他の設備 は専有でない。た	員、設備及び運 営に関する基準 (平成十八年厚 生労働省令第百		
	上) ・理学療法士又は作業療法士(利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに必要な数)	・相談室及利では支援のない。・・相談をはまりをではいまでは、のでは、ののででは、のででは、のでない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	員、設備及び運 営に関する基準 (平成十八年厚 生労働省令第百		
	上) ・理学療法士又は作業 療法士(利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を行う場合は、指定とぶるという場合はできるための訓練を行う場合はできるという場合はできるという場合はできるという。 数)・生活支援員(指定生	・相談室はにないますが、おりでは、はないでは、これでは、これでは、これでは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	員、設備及び運 営に関する基準 (平成十八年厚 生労働省令第百		
	上) ・理学療法士又は作業 療法士又は作業して対象をでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	・相談室はになる。 を国のない。 を国のない。 を関するは、のでははでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	員、設備及び運 営に関する基準 (平成十八年厚 生労働省令第百		
	上) ・理学療法士又は作業して選挙を表出では、作業して、利用者に対しては、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	・相談室はにないますが、おりでは、はないでは、これでは、これでは、これでは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	員、設備及び運 営に関する基準 (平成十八年厚 生労働省令第百		
	上) ・理学療法士又は作業して選挙を表出では、一定を表出のでは、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	・相談室はになる。 を国のない。 を国のない。 を関するは、のでははでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	員、設備及び運 営に関する基準 (平成十八年厚 生労働省令第百		
	上)・理学療法和用者に対した。 理学療法 (利用者に対して ) 場別 (利用者 ) を (利用者 ) が (利用者 ) が (利用者 )	・相談室はになる。 を国のない。 を国のない。 を関するは、のでははでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	員、設備及び運 営に関する基準 (平成十八年厚 生労働省令第百		
	上) ・理学療法和用者はのを持続した。 ・理学療法の利用者が必要を表した。 ・理学療法ののを表した。 ・理学療法ののでは、 ・要なるのでは、 ・のでは、	・相談室はになる。 を国のない。 を国のない。 を関するは、のでははでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	員、設備及び運 営に関する基準 (平成十八年厚 生労働省令第百		
	上)・理学係利用を認定を表示の上、理学の表示のでは、	・相談室はになる。 を国のない。 を国のない。 を関するは、のでははでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	員、設備及び運 営に関する基準 (平成十八年厚 生労働省令第百		
	上)・療法は、はは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	・相談室はになる。 を国のない。 を国のない。 を関するは、のでははでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	員、設備及び運 営に関する基準 (平成十八年厚 生労働省令第百		
	上)・理学係利用を認定を表示の上、理学の表示のでは、	・相談室はになる。 を国のない。 を国のない。 を関するは、のでははでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	員、設備及び運 営に関する基準 (平成十八年厚 生労働省令第百		
	上)・療法とはは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、かりのでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、かりでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力の	・相談室はになる。 を国のない。 を国のない。 を関するは、のでははでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	員、設備及び運 営に関する基準 (平成十八年厚 生労働省令第百		
	上)・療法とは、大力のをを活出を、大力のをを活要の、生介上サ利はが増やいる。 このでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、かりのでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のではないかのでは、大力のでは、大力のではないかのでは、大力のではないのではないかのではないかのではないかのではないかのではないかのではないかのではないかりではないかりで	・相談室はになる。 を国のない。 を国のない。 を関するは、のでははでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	員、設備及び運 営に関する基準 (平成十八年厚 生労働省令第百		
	上)・療法とはは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、かりのでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、かりでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力の	・相談室はになる。 を国のない。 を国のない。 を関するは、のでははでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	員、設備及び運 営に関する基準 (平成十八年厚 生労働省令第百		

	に、利用者の平均管: 支援区分にのじ6:1 ~3:1) ※生活支援員とサー人 ※生活支援者は1人以上で動。 ・従親はないのでは、 ・がはないのでは、 ・だにでは、 ・ただでは、 ・ただでは、 ・たでは、 ・たでは、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・				
保育所	・ R O 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(・㎡上・㎡上・室 (・室児・(数あに所・(か・の常災備く・施置必備るる・の可満乳×)ほ×)医、 満保(数屋3.以る代で調児か軽消口害 専他設す要のこ。た設。2児乳 ふ乳 務便 2育1.以外3上屋わも理童わ便火そに 有のをるに一と だ備歳室幼 く幼 室所 歳室98上遊㎡。外る可室のら消器の必 規社併と応部が しは未(児 室児 、 以・㎡)戯×付遊べ。、年ず化具他要 定会せきじをで 、兼満1.数 (数 調 上遊㎡ 場幼近戯き 便齢必器、非な >福てはて兼き 特用)65以 3.以 理 )戯× 児に場場 所に要等非常設 祉設、設ね 有不	見	運格基設域童支十 施所営 本が区数給各 設整 学年、に 加 備 備 で り 保付 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	子育課

# ③多機能系事業所

	人員基準	設備基準	法的根拠	補助方法	担当部署
	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	H25 1010 1	1-11-11-11-1	1113-737 3 7-3	

小規模多機	• 管理者	・居間、食堂、	指定地域密着型	介護報酬	老健局認知症施
能型居宅介	• 代表者	台所、宿泊室、	サービスの事業	要介護度に応	策・地域介護推
護	・介護・看護職員(日	浴室、消火設備	の人員、設備及	じた基本報酬	進課
【利用定	中:通いの利用者 3	等	び運営に関する	+サービ	
員】	人に1人+訪問対応1	※居間及び食堂	基準	ス、体制に関す	
<ul><li>1事業所</li></ul>	人	は機能を十分に	(平成 18 年 3 月	る加算	
の登録定員	夜間:夜間・深夜の	発揮しうる適当	14 日厚生労働省	G.I	
は 29 名以	勤務を行う者1人+宿	な広さ	令第 34 <del>号</del> )		
下	直 1 人	※宿泊室は 7.43	10010 0 0		
<ul><li>「通い」</li></ul>	・介護支援専門員1人	m <sup>2</sup> 程度でプライ	指定地域密着型		
の利用定員		バシーが確保で	介護予防サービ		
は登録定員		きるしつらえ	7 1 ADA 7 117 1		
の2分の1			スの事業の人		
~15名の			員、設備及び運		
範囲内(一			営並びに指定地		
定の要件を			域密着型介護予		
満たす場合			防サービスに係		
は最大 18			る介護予防のた		
名)			めの効果的な支		
・「泊ま			援の方法に関す		
り」の利用			る基準 (平成 18		
定員は通い			年3月14日厚生		
の利用定員			分子: 17年   労働省令第 36		
の3分の1			号)		
			<b>3</b> /		
~9 名の範 囲内					

#### 4)就労支援施設

4别万又拨爬	12.				
	人員基準	設備基準	法的根拠	補助方法	担当部署
就	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・室(洗・他に設善く・目のな可・はばだ支い可訓、多面消 の際備 専相的支い能そ専なし援場・相的、設非て 規室はに合 他でな利支は作談室 備常必 定及利支は のない用障兼業室)便そ災要 >び用障兼 設け。者が用業室、所の害な 多者が用 備れたのな	障活をすに害の員営(生七害及総る基福事、に平労十名が合たづ祉業設関成働一日会にの指一の及る八令)常生支法定ビ人び基年第	障害報酬 定 <u>員配置</u> 、に <u>員配置</u> 、に 類 類 報 十 体 制 加 算	障害保健福祉部障害福祉課

※共生型サービスや基準該当サービスにつきましては、各運営基準を参照いただきたい。